

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第14条 【略】</p> <p>1 この要綱は、平成30年4月5日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の基づき交付された補助金については、第5条第1項第3号から第7号まで及び第2項、第9条第3項及び第4項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、平成30年12月25日から施行する。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、平成31年4月8日から施行する。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和元年6月13日から施行する。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和2年4月28日から施行する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この要綱は、令和3年7月8日から施行する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この要綱は、令和4年4月22日から施行する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この要綱は、令和5年4月27日から施行する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この要綱は、令和6年5月15日から施行する。</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1～別表第2 【略】</p>	<p style="text-align: center;">高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第14条 【略】</p> <p>1 この要綱は、平成30年4月5日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和7年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の基づき交付された補助金については、第5条第1項第3号から第7号まで及び第2項、第9条第3項及び第4項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、平成30年12月25日から施行する。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、平成31年4月8日から施行する。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和元年6月13日から施行する。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和2年4月28日から施行する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この要綱は、令和3年7月8日から施行する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この要綱は、令和4年4月22日から施行する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この要綱は、令和5年4月27日から施行する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この要綱は、令和6年5月15日から施行する。</p> <p>【新設】</p> <p>別表第～別表第2 【略】</p>

2～5 【略】

別記 第1号様式の1～第8号様式 【略】

別紙8-1～別紙8-4 【略】

2～5 【略】

別記 第1号様式の1～第8号様式 【略】

別紙8-1～別紙8-4 【略】